

保険料が変更になります

平成 30・31 年度の新しい保険料率が決まりました。この保険料率は 2 年ごとに決めることになっています。

	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	平成 30 年度 保険料の計算方法
【均等割】 被保険者が等しく負担	年間 49,809 円	年間 50,205 円	〈1人当たりの額〉 50,205 円
【所得割】 被保険者の所得に応じて負担	10.51%	10.59%	〈被保険者本人の所得に応じた額〉 (平成 29 年中の所得 - 33 万円) × 10.59%
【賦課限度額】 1 年間の保険料の上限額	57 万円	62 万円	1 年間の保険料 〈限度額 62 万円〉 (100 円未満切り捨て)

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

平成 30 年度の保険料は、7 月に個別にお知らせします

均等割軽減の範囲を見直し

平成 29 年度		→	平成 30 年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯		所得が次の金額以下の世帯	
5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	→	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	
2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	→	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	

保険料の軽減

次に該当する被保険者は、保険料が軽減されます

▶ **均等割の軽減** 世帯の所得に応じて、4 段階の軽減があります

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成 30 年度 保険料	保険料の 前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	→	5,020 円	約 100 円増
33 万円	8.5 割軽減	→	7,530 円	約 100 円増
33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	→	25,102 円	約 200 円増
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	→	40,164 円	約 300 円増

- 被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- 昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金などの所得は、さらに 15 万円を引いた額で判定します

▶ **被用者保険の被扶養者だった方の軽減**

この制度に加入した時に被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方

	平成 29 年度	→	平成 30 年度
均等割	7 割軽減	→	5 割軽減
所得割	かからない	→	かからない

所得割の軽減を廃止

平成 29 年度は、一定の所得以下の方の所得割を 2 割軽減していましたが、平成 30 年度からは、所得割の軽減が無くなります。

問合先 市国保医療助成課保険料収納グループ
市国保医療助成課医療助成グループ